

2025 年 11 月 5 日

司法試験委員会委員長 神作 裕之 殿

ロースクールと法曹の未来を創る会
代表理事 久保利 英明 英久辯
明保護
EP利士

司法試験の合格者決定についての要請

第 1 要請の趣旨

2025 年度司法試験の合格者の決定にあたっては、合格者の数を少なくとも 2600 人以上とするよう強く要請します。

第 2 要請の理由

1 弁護士が質・量ともに足りないー令和の新ゼロ・ワン問題ー

(1) 内田貴・東京大学名誉教授の「警鐘」

先般、内田貴・東京大学名誉教授の編著で『弁護士不足ー日本を支える法的インフラの危機』（筑摩書房）が刊行されました。

この本の冒頭で、内田教授は、「弁護士には量も質も求められる。現在の弁護士数では、リーガル・リテラシーの低い社会となって国家の行く末に悪影響を及ぼす」、「いまのままでは中国とアメリカの弁護士に席卷されてしまう。外国法や外国語に精通した弁護士の養成が急務」、「法律以外の専門性を持った質の高い弁護士を大量に養成することが必要」として、法曹界の現状に警鐘を鳴らしています。

今の日本では、新たな分野の技術やビジネスに精通し、外国語で海外の政府や企業と交渉できる弁護士は、極めて限られています。一方、中国は、「弁護士大国」アメリカを追って弁護士を増し続けています。最近では、年間 10 万人以上の弁護士（その相当職）が生まれているとされており、現在、約 70 万人の弁護士がいます。

内田教授の警鐘を無視することは、「日本の未来を失うこと」になります。そうならないよう、今、法曹養成政策の基軸を変えるしかありません。

(2) 16 の弁護士会で新ゼロ・ワン状態ー地方の弁護士不足ー

2025 年 5 月 8 日、読売新聞が『新人弁護士地方で不足 全国 16 会で「0 人か 1 人」』との記事を掲載しました。日弁連の取りまとめによると、2024 年 11 月までの 1 年間に新規登録弁護士数が「0 人又は 1 人」だった

弁護士会は、16（全体の約31％）に達し、新たな「ゼロ・ワン問題」となっています。

年来の課題である「地方創生」の鍵は、地方を支えている企業、農民、商店、公共団体、農協を含む諸団体の活性化です。現在、こうした企業や団体が抱える法的問題は、専門化、複雑化、国際化しています。こうした問題への適切な対処なくして地方の活性化はあり得ません。それ故、「地元の企業や団体、個人がニーズに合った弁護士に依頼できる環境」は、地方創生に不可欠なインフラそのものです。こうした観点からすると、「ゼロ・ワン問題」は、「地方の危機」を象徴する現象です。

(3) 企業の約8割で法務人材不足－都市部の大企業でも弁護士不足－

① 上場企業でも法務人材や社内弁護士を採用できない

2024年12月23日、日経新聞が『企業の8割、法務人材不足』という記事を掲載しました。日本経済新聞社の調査によると、回答のあった277社の79％が「法務人材が人手不足の状態にある」、46％が「社内弁護士が不足している」との回答をしています。日本を代表する大企業ですら、弁護士を十分に採用できていません。このような状態で、日本企業が中国やアメリカなどとの国際競争に勝てるはずがありません。

② 社内弁護士数自体は増えているのに供給が需要に追いつかない

我が国の社内弁護士の数自体は、増えつつあります。日本組織内弁護士協会（以下「JILA」といいます。）の公表資料によると、次表のとおり、我が国の企業内弁護士の数は、毎年200人近く増えており、直近10年間（2016～2025年度の各6月調査）で2000人近く増加しました¹。

年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
企業内 弁護士(人)	1,707	1,931	2,161	2,418	2,629	2,820	2,965	3,184	3,391	3,596
前年比(人)	+265	+224	+230	+257	+211	+191	+145	+219	+207	+205

また、弁護士採用企業数も、直近10年間（2016～2025年度の各6月調査）で847社から1,539社となり、2倍近くに増えています（前年度からも50社近く増加しました。）²。

このように、社内弁護士の数が増えているにもかかわらず、供給が需要に全く追いついていないのです。

¹ <https://jila.jp/wp/wp-content/themes/jila/pdf/transition.pdf>

² <https://jila.jp/wp/wp-content/themes/jila/pdf/company.pdf>

(4) 法律事務所・企業・省庁・地方自治体による弁護士の奪い合い

弁護士不足は、一部の弁護士会や企業に限った話ではありません。日弁連の調査によると、行政機関（地方自治体を含みます。以下同じ。）が登用している任期付き弁護士数は、2013年に120人でしたが、2024年には264人に倍増しました。行政機関でも、弁護士需要が高まっています。

ところが、弁護士が不足しているため、法律事務所、企業、行政機関が、弁護士を奪い合っている状態です。2025年4月時点の77期新規登録弁護士（新人弁護士）の数は、約1564人ですが、このうち300名以上がいわゆる五大法律事務所（西村あさひ法律事務所、アンダーソン・毛利・友常法律事務所、森・濱田松本法律事務所、TMI 総合法律事務所、長島・大野・常松法律事務所）に採用されました。そのため、残り1250人ほどの新人弁護士を、上場しているだけでも4000社近い企業、1万を超える法律事務所、国・省庁、1700を超える地方自治体が奪い合っている状況です。

2 弁護士の需要は高まり続けている

(1) 世界に後れる日本

我が国は、他の先進国に比べ、ダイバーシティ&インクルージョンの取組み、障がい者・性的マイノリティ・子ども等の人権への対応、環境問題、IT・創薬・バイオ・宇宙ビジネスなど多くの先端的かつ重要な分野で、規制改革や新しいルールの策定が遅れています。

また、ロシアのウクライナ侵攻、パレスチナ問題、アメリカによる関税問題等、社会・企業を取り巻く国際環境は刻々と変化しており、企業がこれらに適切に対応するためには、法務力強化が必要不可欠です。

さらに、現在、世界中の政府や企業が、ChatGPT等のAI技術、電気・水素自動車、自動運転、気候変動、暗号資産、再生医療、宇宙開発といった新しい分野での覇権を目指して、激しい競争を繰り広げているにもかかわらず、我が国は、他の先進国や中国に大きく水をあけられています。

このことの大きな原因の一つに、他国と比べて、弁護士など法曹全体のマンパワーが不足していることにあります。自動運転をとっても、道路交通をどう規制するか、事故が起きた場合の責任をどうするかなど、法的問題を適切に解決する必要がありますが、日本では、こうした取り組みは極めて不十分です。実際、弁護士数は、日本が約4万7000人であるのに対し（2025年10月1日時点）、アメリカが約133万人、イギリスとドイツが約17万人、フランスが約7万5000人です（2023年版弁護士白書より）。国民1万人あたりの弁護士数も、日本が4人に満たない一方で、アメリカが39.44人、イギリスが25.37人、ドイツが19.97人、フランスが10.88

人であり、日本は桁違いに少ない状況です。これでは、新しい課題に取り組もうとする弁護士に限られるのは当然です。「世界に後れる日本」というほかありません。

(2) 国内の問題も顕著化

法曹人口が少ないことによる問題は、国内でも顕著に表れています。すなわち、内田教授が指摘するとおり、近年、我が国において、リーガル・リテラシー（世の中のあらゆる活動を法的な言葉と論理で表現し、理解する能力）が、著しく低い状態となっていることが問題視されています。

アメリカでは、130 万人をも超える弁護士を誕生させ、社会全体にリーガル・リテラシーを行き渡らせることができます。

一方で、我が国では、弁護士数はわずか4 万 7000 人程度にとどまっています。仮に、アメリカにおける130 万人程度の弁護士の数を、人口比で日本の人口に置き換えると、弁護士が49 万 1000 人程度となります。このことのみをもってしても、日本の法曹人口が少なく、リーガル・リテラシーが行き渡っていないことは明らかです。

(3) 国際紛争でも不利－世界から避けられている日本の紛争解決機関－

近年、国際的な紛争も増加の一途を辿り、とりわけアジアの法務市場における国際競争は非常に激しくなっています。国際競争力を持った弁護士、つまり、アジア地域の外国法や外国語の能力を持った弁護士を養成することも急務です。

国際仲裁機関における仲裁件数（2018 年時点）は、フランスの国際商業会議所・国際仲裁裁判所（ICC-ICA）が842 件、シンガポール国際仲裁センター（SIAC）が402 件、大韓商事仲裁法院（KCAB）が393 件、ドイツ仲裁協会（DIS）が153 件、香港国際仲裁センター（HKIAC）が265 件、ロンドン国際仲裁裁判所（LCIA）が317 件であるのに対し、日本の一般社団法人日本商事仲裁協会（JCAA）はたったの9 件となっています³。日本の国際競争力がいかに他国に劣っているか一目瞭然です。

これは、国際仲裁を扱える弁護士が日本にはわずかしかなかった、国際競争力が低下した結果、世界で日本の仲裁機関が選ばれなくなってしまうことを示しています。このままでは、他国が作り上げた不利なルールの中での競争を余儀なくされかねません。我が国の企業が、自由公正な国際的ルールの下で競争できるようにするためにも、弁護士を中心とする法曹人口を大幅に増やす必要があることは明らかです。

³ [sanko5-1.pdf \(shojihomu.or.jp\)](http://sanko5-1.pdf(shojihomu.or.jp))

3 需要の増大に逆行する司法試験合格者数

このように、直近 10 年間だけをみても、我が国のあらゆる分野で、質・量ともに弁護士需要が増えていることが明らかです。これに対応するには、司法試験合格者数を増やし、弁護士数を増やす以外に方法がありません。

ところが、司法試験合格者数は、次表のとおりで、2013 年度以降 2024 年度まで、2015 年度と 2023 年度を除き、毎年、前年を下回り続けてきました。2023 年度は前年度比+398 人ですが、これは、在学中受験によるものであり、2024 年度には合格者数が前年から 190 人近く減少し、国内・国外の法曹需要に逆行しています。これが上記各法曹需要問題の最大の原因です。

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
合格数(人)	2,102	1,810	1,850	1,583	1,543	1,525	1,502	1,450	1,421	1,403	1,781	1,592
前年比(人)	-53	-239	+40	-267	-40	-18	-23	-52	-29	-18	+398	-189

4 弁護士の質を担保するには数が必要である

一方で、弁護士増員が質の低下を招くと懸念する声もあります。しかし、弁護士は 4 万 7000 人程度であるのに対し、医師は 33 万人以上います。ところが、医師については、「質が悪いから減らせ」といった議論はありません。医大に相当する法科大学院で、しっかりと教育した上で世に送り出せば、弁護士が増えたからといって、国民が困るような事態になるなどとはおよそ考えられません。旧司法試験のときよりも合格率の高くなった近年において、弁護士の質が低下したとの声はほとんどありません。

5 司法試験合格者数と合格率を増やせば志願者が増える

2017 年度以降、司法試験は、合格者が減りつつも(2023 年度を除きます。)、合格率自体は上がり続けています。これに呼応するように 2018 年度に過去最低を記録した法科大学院志願者数・入学者数は、その後、増加傾向に転じています。志願者数は、2023 年度が 10 年振りに 1 万 2000 人を超えるまで回復し、2025 年度は前年よりも約 2000 人増えて 1 万 5271 人となりました。

このように、司法試験合格率が上昇すれば、法科大学院志願者が増加し、ひいては法曹志願者が増加することは、既に実証されつつあります。

6 結語

これまで述べたように、法曹の大幅な増員は急務であり、現状維持やわずかな増加では到底足りないことは、もはや明白です。司法制度改革では受験者の 7~8 割を合格させる話になっていたこと、前年度比で、企業内弁護士が 200 人超、五大法律事務所の新人弁護士採用数が 50 人超増えていること、ゼロ・ワンが悪化していること等を踏まえ、当会は、2025 年度の司法試験合格者数を少なくとも 2600 人以上とするよう強く要請するものです。以上